

私立大学などを運営する学校法人のガバナンス（統治）を議論する文部科学省の専門家会議は13日、各法人の評議員会を「最高監督・議決機関」に格上げし、理事の選任・解任権を与えることなどを提言する報告書を末松信介文科相に提出した。

報告書を提出したのは「学校法人ガバナンス改革会議」で、現在は理事長の諮問機関である評議員会を学外者のみで構成するようにし、理事会に対する監視機能を高めることなどを柱とした。

改革会議の増田宏一座長らは提出後に東京都内で記者会見し、報告書の

「教育研究の自治担保」

文科省会議、報告書提出後に会見

統治改革、私学は反発

内容を説明。「今は理事た。

長らの暴走を食い止める 同省は来年の通常国会
仕組みがない」と改革の に私立学校法改正案を出
必要性を強調した。 す予定だが、私大側など

報告書に対し、私大団 が猛反発しており報告
体などは「学生と日ごろ 書通りの内容になるかは
接していない学外の評議 不透明だ。同会議の委員
員だけでは教育研究の運 からは、文科省が提言を
営の責任は取れない」「学 骨抜きにした法改正案を
問の自由が脅かされる」 まとめるのではないか、
と批判している。 と懸念する声も出てい

改革会議側は会見で

「例えば理事長の友人を 文科省によると、増田
教授にするケースがあ 座長らが報告書を提出し
るなど、現状ではむしろ た際、末松文科相は「法
理事会が学問を侵害す 制化を進めるには様々な
るケースが多い。評議員 手続きも必要になる。現
会が『それはダメだ』と 実もしっかり見た上で早
言えるようにすること い時期にガバナンス改革
で、教育研究の自治はよ を実現していきたい」と
り担保できる」と反論し 話したという。